

●香川県教育委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（平成39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、令和3年12月14日指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月17日

香 川 県 教 育 委 員 会

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県立丸亀競技場	四電工グループ 代表 株式会社四電工 シンコースポーツ四国株式会社 長谷川体育施設株式会社 太平ビルサービス株式会社 高松市花ノ宮町二丁目3番9号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで